

## 議案第73号

### 港区職員の退職手当に関する条例の一部改正について

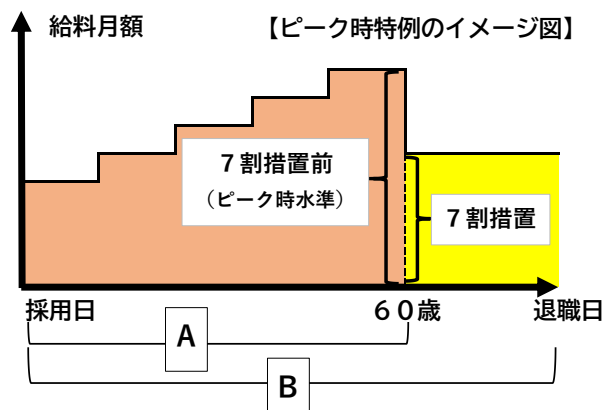
#### 1 目 的

地方公務員の定年引上げに関する措置を定めた地方公務員法の一部改正に伴い、港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正します。

#### 2 改正内容

##### (1) 退職手当の基本額（ピーク時特例）

給料月額に7割措置が適用される前の水準を担保するため、退職手当の基本額の算定の特例（ピーク時特例）の適用等について定めます。



- ①最も高い給料月額（7割措置前のピーク時水準）×「A」の在職期間の支給割合」
- ②7割措置の給料月額×「B」の在職期間の支給割合－「A」の在職期間の支給割合」
- ①と②の額を合計して**退職手当の基本額**を算出

##### (2) 退職手当の調整額

ア 役職定年制により降任等をした職員の退職手当の調整額については、「降任等をした日の前日以前20年間」と「退職日以前20年間」のそれぞれの期間の合計ポイントを比較し、いずれか高い方を用いて算出することを定めます。

(参考)

$$\text{退職手当の調整額} = \text{①退職手当の調整額の単価} \times \text{②ポイントの合計点数}$$

①：1,000円

②：職務・職責に応じた退職日以前20年間のポイントの合計点数

(例：部長：400ポイント/年度、課長：300ポイント/年度、課長補佐：215ポイント/年度、係長：190ポイント/年度、主任：148ポイント/年度)

イ 在職期間の除算期間及び退職手当の調整額(ポイント)の調整の期間について、高齢者部分休業等の期間を加えます。

### (3) 勤続期間の計算（在職期間の取扱い）

任期付職員等が退職後引き続いて職員になった場合の在職期間については、「引き続き在職したもの」として取り扱うことを条例で明確化します。

### (4) 規定の整備

条例で引用している職業安定法の条項番号を変更します。

第4条第8項 → 第4条第9項

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

令和5年4月1日。ただし、項番2（3）及び（4）並びに（2）エについては、公布の日

### (2) 経過措置等

ア 当分の間、60歳に達した日以後に自己都合により退職した者の退職手当の基本額は、定年退職した場合と同じ支給割合を適用する旨を定めます。

イ 定年前の早期退職者割増について、整理退職、公務上傷病・死亡退職、通勤災害退職の場合の60歳から64歳までの各年度の割増率は、一律2%とする旨を定めます。

ウ 一般の退職手当の額の算定において適用する条文の読替規定の追加など、定年引上げに伴う所要の規定を整備します。

エ 給付日数の延長に関する暫定措置を令和6年度末まで継続する旨の改正など、雇用保険法の改正に伴う所要の規定を整備します。

港区職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(支給対象)</p> <p>第二条 退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 港区職員の給与に関する条例(昭和二十六年港区条例第十三号)第二条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの</p> <p>二 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年港区条例第三十六号)第三条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの</p> <p>三 港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年港区条例第二十号)第二条第一項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員(同号に規定するフルタイム講師を含む。)及び港区職員の給与に関する条例第十九条第一項に定める給与を支給される職員(以下「フルタイム会計年度任用職員等」という。)</p>	<p>(前略)</p> <p>(支給対象)</p> <p>第二条 退職手当の支給を受ける者は、常時勤務に服することを要する職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項又は第二十八條の六第一項の規定により採用された職員を除く。)で、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 港区職員の給与に関する条例(昭和二十六年港区条例第十三号)第二条に定める給料を支給される職員</p> <p>二 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年港区条例第三十六号)第三条に定める給料を支給される職員</p>

のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく区規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの

（退職手当の支給）

第三条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職手当は支給しない。

- 一 前条第一号及び第二号に掲げる職員のうち、任期の定めのないもの（以下「任期の定めのない職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。

2 |

常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、前項の退職手当の支給を受ける者とみなす。ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

（退職手当の支給）

第三条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、退職手当は支給しない。

二 前条第一号及び第二号に掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの（以下「任期の定めのある職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

三 前条第三号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

四 前条第三号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

2| 前項の規定による場合のほか、前条第三号に掲げる職員その月の勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が十八日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

3| 第一項ただし書の規定にかかわらず、同項第四号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が十八日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

4| (略)

(中略)

2| (略)

(中略)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第七条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第一項第四号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき、勸奨を受け、又はその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を前条第一項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

255 (略)

(中略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第七条の三 第六条第一項の規定に該当する者(区規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。又は第七条第一項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十五年(港区職員の給与に関する条例第五条第一項第二号イに掲げる医療職給料表(一)(以下「医療職給料表(一)」)という。)の適用を受ける職員

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第七条 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき、勸奨を受け、若しくはその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を前条第一項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

255 (略)

(中略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第七条の三 第六条第一項の規定に該当する者(区規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。又は第七条第一項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第六条、第七条第一項並びに次条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、次の表の上欄に

にあつては、十年を減じた年齢以上であるものに対する第六条、第七条第一項並びに次条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條の四	第七條の四 第一項第二 号	退職日給料 月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額に、	その者が特定減額前給料月額に係る
規定	読み替える 規定	読み替えら れる字句	読み替える字句	
第六條及び 第七條第一 項	退職日給料 月額	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額	
第七條の四 第一項第一 号	及び特定減 額前給料月 額			

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條の四	第七條の四 第一項第二 号	退職日給料 月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額に、	その者が特定減額前給料月額に係る
規定	読み替える 規定	読み替えら れる字句	読み替える字句	
第六條及び 第七條第一 項	退職日給料 月額	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額	
第七條の四 第一項第一 号	及び特定減 額前給料月 額			

第一項第二号	減額
	減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第七条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第七条の四 退職した者(第七条第二項の規定に該当する者を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第五条から第七条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

2 (略)

一・二 (略)

第一項第二号	減額
	減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第七条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第七条の四 退職した者(第七条第二項の規定に該当する者を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第五条から第七条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

2 (略)

一・二 (略)



(非違により勸奨を受けて退職した者に対する一般の退職手当)

第八条 第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、次条又は第十条の規定にかかわらず、職員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、任命権者が区長と協議の上、一般の退職手当を支給せず、又は第五条及び第十条の規定により計算した額の合計額から一部を減額した額をもつてその者の一般の退職手当の額とする。

(給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額)

第九条 第五条から第七条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第五条から第七条までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料の調整額の額(退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額)と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

2 第五条から第七条までの規定において退職時に港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成十二年港区条例第三十七号)第三条の教職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、第五条から第七条までの規定又は前項の規定により計算し

(非違により勸奨を受けて退職した者に対する一般の退職手当)

第八条 第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項又は第十条の規定にかかわらず、職員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、任命権者が区長と協議の上、一般の退職手当を支給せず、又は第五条の規定により計算した額から一部を減額した額をもつてその者の一般の退職手当の額とする。

(給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額)

第九条 第五条から第七条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第五条から第七条までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料の調整額の額(退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額)と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

2 第五条から第七条までの規定において退職時に港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成十二年港区条例第三十七号)第三条の教職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、第五条から第七条までの規定又は前項の規定により計算して得

て得た額に、退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。）を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

3 第十一条第五項の規定により在職期間が通算されることと定められている東京都、東京都の公営企業、他の特別区及び特別区の一部事務組合の職員の当該期間内に当該東京都、東京都の公営企業、他の特別区及び特別区の一部事務組合の条例等により、前二項の給料の調整額及び教職調整額（以下この項において「給料の調整額等」という。）と同様のものを受けていた期間がある者の当該期間及び当該額は前二項の給料の調整額等を受けていた期間及び額とみなす。

（退職手当の調整額）

第十条（略）

2・3（略）

4 第二項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第二号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十

た額に、退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

3 第十一条第五項の規定により在職期間が通算されることと定められている東京都、東京都の公営企業、他の特別区及び特別区の一部事務組合の職員の当該期間内に当該東京都、東京都の公営企業、他の特別区及び特別区の一部事務組合の条例等により、前二項の給料の調整額及び教職調整額（以下「給料の調整額等」という。）と同様のものを受けていた期間がある者の当該期間及び当該額は前二項の給料の調整額等を受けていた期間及び額とみなす。

（退職手当の調整額）

第十条（略）

2・3（略）

4 第二項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（第一号から第七号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のある月を除き、第八号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平

年港区条例第一号) 第四条及び第五条の規定による週休日、同条例第十条及び第十一条の規定による休日、同条例第十二条第一項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日) 以外の日をいう。(のあつた月を除く。)をいう。

一〇四 (略)

五 高齢者部分休業(地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。)の期間

六 自己啓発等休業(地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。第十一条第四項において同じ。)の期間

七 配偶者同行休業(地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。第十一条第四項において同じ。)の期間

八 (略)

九 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。)の期間

十 育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。第十一条第四項において同じ。)の期間

5〇7 (略)

(他の職への降任等をされた職員に係る退職手当の調整額)

第十条の二 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職へ

成三年法律第百十号) その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)をいう。

一〇四 (略)

五 配偶者同行休業(地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。)の期間

六 (略)

七 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。)の期間

八 育児短時間勤務等の期間

5〇7 (略)

の降任等をされた職員（同法第二十八条の五第三項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任した職員その他の区規則で定める職員（以下この条において「他の管理監督職に降任した職員等」という。）を含む。）については前条の規定により計算した退職手当の調整額が、その者が当該他の職への降任等をされた日の前日（他の管理監督職に降任した職員等にあつては、区規則で定める日）において退職をしたものとして同条の規定により計算した退職手当の調整額（以下この条において「降任等前退職手当の調整額」という。）に満たない場合は、前条の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額（降任等前退職手当の調整額が二以上ある場合は、最も多い額）をその者の退職手当の調整額とする。

（勤続期間の計算）

第十一条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きいた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（第二条第三号に掲げる職員にあつては、引き続きいた常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月の月数）による。

3 職員が退職した場合（第十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続きいて在職したものとみなす。

（勤続期間の計算）

第十一条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は職員としての引き続きいた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続きいて在職したものとみなす。

一 任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。

二 任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

三 第二条第三号に掲げる職員が退職した場合（第三条第二項又は第三項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又はフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

四 フルタイム会計年度任用職員等（第二条第三号に掲げる職員を除く。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

4 前三項の規定による在職期間のうち第十条第四項に規定する休職月等が一月以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については三分の一に相当する月数、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間、自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の区規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。）

4 前三項の規定による在職期間のうち前条第四項に規定する休職月等が一月以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、三分の一に相当する月数、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間及び配偶者同行休業をした期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。

及び配偶者同行休業をした期間についてはその月数)を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。

5 第一項に規定する職員としての引き続きいた在职期間には、都職員等(東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年東京都条例第十九号)の適用を受ける職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として区規則で定める法人(以下「規則法人」という。)の職員のうち、これらの者が属していた東京都等の退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給対象であったものをいう。以下同じ。)から引き続き職員となつた者(区規則で定める者を除き、その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認められた者に限る。以下この項において同じ。)の都職員等としての引き続きいた在职期間及び職員が都職員等となり、引き続き職員となつた者の先の職員としての引き続きいた在职期間の始期から都職員等としての引き続きいた在职期間の終期までの在职期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続きいた在职期間の計算については、前各項の規定を準用する。

5 第一項に規定する職員として引き続きいた在职期間には、東京都の職員、東京都の公営企業の職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として区規則で定める法人(以下「規則法人」という。)の職員(区規則で定める者を除く。以下「都職員等」という。)から引き続き、職員となつた者(その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認める者に限る。以下この項において同じ。)の都職員等として引き続きいた在职期間及び職員が都職員等となり、引き続きいた職員となつたものの先の職員として引き続きいた在职期間の始期から都職員等としての引き続きいた在职期間の終期までの在职期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続きいた在职期間の計算については、前各項の規定を準用する。

6 | 港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年港区条例第二十号)第二条第一項第一号に規定するフルタイム会

6| (略)

7| (略)

8| 第十三条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算については、第一項から第五項までの規定により計算した在职期間に一月未満の端数がある場合には、その数は切り捨てる。

(中略)

(失業者の退職手当)

第十三条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で常時勤務を要する職員について定められている勤務時間

計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)  
が退職した場合(第十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)  
において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは、第三項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続きした在职期間によるものとし、当該在职期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

7| (略)

8| (略)

9| 第十三条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算については、第一項から第六項までの規定により計算した在职期間に一月未満の端数がある場合には、その数は切り捨てる。

(中略)

(失業者の退職手当)

第十三条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(

以上勤務した日が十八日以上ある月が一月以上あるもの（季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

一・二（略）

- 3 勤続期間十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）が、支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

- 4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に

法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が一月以上あるもの（季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

一・二（略）

- 3 勤続期間十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）が、支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

- 4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に



達したことその他の区規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、区規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第一項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他他区規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして区規則で定める職員が区規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～7 (略)

8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる

達したことその他の区規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、区規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第一項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とする。

5～7 (略)

8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる

者で次の各号に掲げる者に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一 区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第三十六条に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第四項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

二～四 (略)

五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六 (略)

9 (略)

10 第八項第三号に定める退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

11 第八項第三号に定める退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第八項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給

者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一 区長が雇用保険法の規定の例により指示した雇用保険法第三十六条に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第四項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

二～四 (略)

五 公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六 (略)

9 (略)

10 第八項第三号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

11 第八項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第八項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給

があつたものとみなす。

12 第八項第四号に定める退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第八項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

一・二 (略)

13・14 (略)

(都職員等となつた者の取扱い)

第十四条 職員(区規則で定める者を除く。)が引き続いて都職員等となつたときは、この条例による退職手当は支給しない。ただし、地方公共団体又は規則法人(以下この条において「地方公共団体等」という。)に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該地方公共団体等の退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているときその他区規則で定めるときは、この限りでない。

(中略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十八条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当する

があつたものとみなす。

12 第八項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第八項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

一・二 (略)

13・14 (略)

(都職員等となつた者の取扱い)

第十四条 職員が引き続いて都職員等となつたときは、この条例による退職手当は支給しない。ただし、地方公共団体又は規則法人(以下「地方公共団体等」という。)に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該地方公共団体等の退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規定によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているときは、この限りでない。

(中略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十八条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当する

ときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十六条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 (略)

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならない行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十九条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十六

ときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十六条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 (略)

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならない行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十九条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十六

条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十三条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第二十一条において「失業者退職手当額」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第二十一条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し定年前任用短時間勤務職員に對する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前任用短時間勤務職員に對する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められたとき。

2～6 (略)

(中略)

条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十三条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第二十一条において「失業者退職手当額」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第二十一条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し再任用職員に對する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に對する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められたとき。

2～6 (略)

(中略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第二十一条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者（以下この項から第六項までにおいて「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十九条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第六項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができ。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十九条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第三章第二節の規定による通知を受けた場合において、第十九条第一項又は前条第一

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第二十一条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十九条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができ。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十九条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第三章第二節の規定による通知を受けた場合において、第十九条第一項又は前条第一

項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十七条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処

項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十七条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命

分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。



658 (略)

(中略)

(司法修習生の取扱い)

第二十四条 先に職員として在職し、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に基づく司法修習生となるため退職した者が司法修習生の修習を終えたのち、他に就職することなく再び職員となつた場合の第十一条の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の額は、第五条から第十条まで（付則第十条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。

(都職員等の在職期間の取扱い)

第二十五条 第十一条第五項の規定による先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間について、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の退職手当の基本額は、第五条から第九条までの規定にかかわらず、退職日給料月額に第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

658 (略)

(中略)

(司法修習生の取扱い)

第二十四条 先に職員として在職し、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に基づく司法修習生となるため退職した者が司法修習生の修習を終えたのち、他に就職することなく再び職員となつた場合の第十一条の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、あとの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の額は、第五条から第十条までの規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。

(都職員等の在職期間の取扱い)

第二十五条 第十一条第五項の規定による先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間について、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の退職手当の基本額は、第五条から第九条までの規定にかかわらず、退職日給料月額に第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

る。ただし、その額が先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の退職手当の基本額に満たないときは、先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の額とする。

一 その者が第五条から第九条まで（付則第十条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計算した額の退職手当の基本額の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該退職日給料月額に対する割合

二（略）

（中略）

付則

（中略）

第八条 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「口 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に

ただし、その額が先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の退職手当の基本額に満たないときは、先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の額とする。

一 その者が第五条から第九条までの規定により計算した額の退職手当の基本額の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該退職日給料月額に対する割合

二（略）

（中略）

付則

（中略）

第八条 令和四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「口 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に

掲げる者に相当する者として区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは、「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者」として区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）と

第九条（略）

（職員の定年の引上げに伴う経過措置）

第十条 当分の間、第六条第一項の規定は、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第五条第一項の規定の

掲げる者に相当する者として区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは、「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者」として区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）と

第九条（略）

適用については、同項中「又は第八条」とあるのは、「第八条又は付則第十条第一項」とする。

2| 前項の規定は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

3| 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、六十歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職したものに對する第七条の三の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「六十歳に」と、「その者に係る定年から十五年（港区職員の給与に関する条例第五条第一項第二号イに掲げる医療職給料表(一)（以下「医療職給料表(一)」という。）の適用を受ける職員にあつては、十年）を減じた年齢」とあるのは「五十歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「六十歳」とする。

4| 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、六十歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前までに退職したものに對する第七条の三の規定の適用については、同条中「区規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で区規則で定めるもの、区規則で定める」と、「定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「六十歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十五年（港区職員の給与に関する条例第五条第一項第二号イに

掲げる医療職給料表(一)（以下「医療職給料表(一)」という。）の適用を受ける職員にあつては、十年（を減じた年齢以上である）」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二」とあるのは「百分の二」とする。

5 | 港区職員の給与に関する条例付則第十二項又は港区幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

6 | 当分の間、港区職員の給与に関する条例付則第十二項又は港区幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定の適用を受ける職員に対する第七条の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「七割措置前給料月額（その者が港区職員の給与に関する条例付則第十二項又は港区幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定の適用（以下「七割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該七割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日（以下「七割措置日」という。）」と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「七割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（以下「七割措置前の退職手当の基本額」という。）（その者に七割措置日前の特定減額前給料月額（その者の七割措置日前におけるその他の措置（給料月額の減額改定以外の理由による措置のうち七割措置以外の措置をいう。

以下同じ。)を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。)があり、その額が七割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から七割措置に係る減額日前の退職手当の基本額(その者が七割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第七条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。)の七割措置日前の特定減額前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額)、その者が七割措置日後の特定減額前給料月額(その者の七割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。)に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第七条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額(以下「七割措置後の退職手当の基本額」という。)(その者の七割措置前給料月額が七割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から七割措置前の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額(その者に七割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が七割措置前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が七

割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における七割措置前給料月額が七割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、零とする。( ) 並びに七割措置に係る減額日前の退職手当の基本額(計算の基礎となつた七割措置日前の特定減額前給料月額が七割措置前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、零とする。( ) の合計額」と、同項第二号ロ中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合」とあるのは「七割措置後の退職手当の基本額の七割措置日後の特定減額前給料月額に対する割合(その者に七割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又は七割措置後の退職手当の基本額が零となる場合は、七割措置前の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合)」とする。

7| 第四項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第七條の四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
付則第十條第六項の規定により読み替えて適用する第七條の四第一	及び七割措置日前の特	並びに七割措置日前の特定減額前給料月額及び七割措置前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額(以下「割増後の七割措置前給料月額」という。)
	及び七割措置	並びに七割措置日前の特定減額前給料月額及び七割措置日前の特定減額

<p>項第一号</p> <p>定減額前給料月額</p>	<p>前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の七割措置日前の特定減額前給料月額」という。）</p>
<p>項第二号</p> <p>付則第十条第六項の規定により読み替えて適用する第七條の四第一項</p>	<p>七割措置前給料月額に退職日給料月額に、</p> <p>割増後の七割措置前給料月額に退職日給料月額及び退職日給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>七割措置前給料月額に</p>	<p>並びに七割措置日後の特定減額前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の七割措置日後の特定減額前給料月額」という。）を</p>
<p>七割措置前給料月額に</p>	<p>割増後の七割措置前給料月額に</p>



付則第十条	の七割措置	の割増後の七割措置日後の特定減額
第六項の規定により読み替えて適用する第七	日後の特定減額前給料月額	前給料月額
条の四第一	七割措置前給料月額	割増後の七割措置前給料月額
項第二号ロ		

8 当分の間、港区職員の給与に関する条例付則第十二項の規定の適用を受ける職員（付則第五条の規定の適用を受ける者を除く。）に対する第九条第一項の規定の適用については、同項中「第七条の四まで」とあるのは「第七条の四まで（付則第十条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額）」と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額とのいずれが多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）の直近の日に受けるその者の給料の調整額の額に相当する区規則で定める額（同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で

定める額」と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額とのいずれが多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額）と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額とのいずれが多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

9

当分の間、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定の適用を受ける職員に対する第九条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第十条第三項、第四項及び第六項から第八項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職時に受けていた教職調整額の額に」とあるのは「その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の教職調整額の額に、同日までの当該」と、「に限る」とあるのは「のうち、特定日の前日までのものに限る」と、「を乗じて得た額」とあるのは「（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職

時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。）を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第二項を削る改正規定、第三条第一項ただし書の改正規定、同項に各号を加える改正規定、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に二項を加える改正規定、第七条第一項、第八条及び第九条の改正規定（同条第二項の改正規定（「、第五条から第七条」を「、第五条から第七条の四」に改める部分を除く。）を除く。）、第十一条第一項から第三項までの改正規定、同項に各号を加える改正規定、同条第四項の改正規定（「前条第四項」を「第十条第四項」に改める部分を除く。）、同条第五項の改正規定、同条第六項を削る改正規定、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする改正規定、同条第

九項の改正規定、同項を同条第八項とする改正規定、第十三条及び第十四条の改正規定並びに付則第八条の改正規定並びに次項、付則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 | この条例による改正後の港区職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(第二条の規定の適用については、前項ただし書に規定する施行の日から令和五年三月三十一日までの間に限り、同条第一号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。次号において同じ。)」とする。この場合において、第七条第一項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)」とあるのは、「地方公務員法」とする。

3 | 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員に対する改正後の条例第二条の規定の適用については、同条第一号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。次号において同じ。)」とする。

4 | 改正後の条例第十三条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に

同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の区  
規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

5 | 改正後の条例付則第八条の規定は、令和四年四月一日から適用す  
る。